

ほくしんMPN口座振替受付サービス規定 (MPN：マルチペイメントネットワーク)

1. (適用範囲)

- (1) 当組合と契約した収納機関（以下「収納機関」という。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「収納窓口」という。）に対して、キャッシュカード〔当組合がほくしんキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち総合口座取引を含む普通預金のキャッシュカード（以下「カード」という。）を提示して、後記3.（1）の預金口座振替契約の締結を行う取引（以下「本サービス」という。）については、この規定により取扱います。
- (2) 収納機関とは日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納企業として登録され、当組合と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく口座振替受付事務の取扱に関する契約を締結した個人をいいます。
- (3) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」という。）の預金者本人に限ります。
- (4) なお、本サービスは当組合が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。したがって、代理人カード、法人カード、貯蓄預金カードは本サービスをご利用いただけません。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、自らカードを収納機関の取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」という。）に読み取らせるか、または収納機関にカードを引き渡したうえで収納機関をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に暗証番号と必須項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
 - ③ 当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ④ カード（磁気ストライプの電磁記録を含みます。）が破損している場合
 - ⑤ 当組合が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯に利用しようとする場合

3. (預金口座振替契約等)

- (1) 前記2.（1）により暗証番号等の入力され、端末機に預金口座振替契約の受付確認を表す電文が表示された時点で、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担する特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当組合間で次の内容の契約（以下「預金口座振替契約」という。）が成立するものとします。
 - ① 収納機関から当組合に都度送付される請求金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ収納機関に支払うことを、預金者は当組合に委託します。
 - ② 当組合は、普通預金規定に関わらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前号の引き落としを行います。

- ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）において請求金額が当該口座の支払可能金額（総合口座取引による当座貸越が利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、収納機関に不能事由を付記した結果通知を行うことができるものとします。
 - ④ 振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。
 - ⑤ 収納機関の都合で収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当組合は、変更後の契約者番号等で引続き取扱うものとします。
- (2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービス申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」という。）を確認いただいたうえで大切に保管して下さい。確認書が自己の意思に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問合せ先に連絡して下さい。
- (3) 預金口座振替契約を解約するときは、預金者から収納機関へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求通知がない等相当の事由があるときは、当組合は預金口座振替契約が解約したものととして取扱うことができるものとします。

4. (口座振替の利用停止)

- (1) 口座振替の利用を停止する場合は、当組合または収納機関の定めた方式で申出るものとします。停止の処理については当組合または収納機関の定めに従うものとします。この申出の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。
- (2) なお、前項による口座振替の利用停止がなされていても、停止前に成立した預金口座振替契約は前記3. (3) によらない限り解約はなされません。

5. (免責事項)

- (1) 当組合が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当組合が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたう場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、その為に生じた損害については、当組合は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当組合の責めによる場合を除き、お客様と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当組合は一切の責任を負わないものとします。

6. (規定の適用)

この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定のほか関連する規定が適用されるものとします。

7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項 (1) の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上